秩父市公設地方卸売市場事業経営戦略

団体名	：	秩父市	
事業名	：	市場事業	
策定日	：	令和 3 年 3 月	
計画期間	：	令和 3 年度 ～	令和 12 年度

1. 事業概要

（1）事業形態

法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	法非適用	事業開始年月日	昭和47年11月1日
職員数	0 （一般会計職員兼務） 人	市場種別区分	地方卸売市場
前回の移転 又は再整備年度	移転・再整備なし	次回再整備予定年度	未定
広域化実施状況	秩父地域の3市場（秩父魚菜市場、秩父食品中央市場、皆野魚菜市場）を統合して事業開始した。		
民間活用の状況	ア 民間委託	個別の委託は実施しているが、包括的な委託は実施していない	
	イ 指定管理者制度	実施していない	
	ウ PPP・PFI	実施していない	

（2）使用料形態

売上高割使用料の 概要・考え方	秩父市公設地方卸売市場条例により、「その月の販売価格合計額の1000分の3に相当する額」としている。 ただし、卸売業者の申出により令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間は免除している。	
施設使用料の 概要・考え方	別添（秩父市公設地方卸売市場条例別表（第66条関係））を参照	
使用料改定年月日	令和 元 年 10 月 1 日	

（3）現在の経営状況

	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
年間取扱高（t）※過去3年度分を記載	H29	863	146	133		19	1,161
	H30	781	167	123		13	1,084
	H31（R1）	687	112	107		10	916
	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
年間税込売上高（百万円）※過去3年度分を記載	H29	234	69	119		9	431
	H30	209	66	105		8	388
	H31（R1）	184	54	93		8	339

収益的収支比率※過去3年度分を記載	H29	88.29%	H30	112.54%	H31（R1）	67.11%
経費回収率※過去3年度分を記載	H29	45.94%	H30	56.74%	H31（R1）	34.00%
他会計補助金比率※過去3年度分を記載	H29	0%	H30	0%	H31（R1）	0%
有形固定資産減価償却率※過去3年度分を記載	H29	92.26%	H30	94.57%	H31（R1）	95.93%
企業債残高対料金収入比率※過去3年度分を記載	H29	0%	H30	0%	H31（R1）	0%

・収益的収支比率は、年度間で収入に大きな変化が生じていないことから、当該年度の支出によって割合が変わる。令和元年度は、臨時的な経費が大きかったため100%を大きく下回る結果となった。
・固定資産減価償却率の高さから、老朽化が著しいことが伺える。留保資金も少ないことから、健全経営とは言い難い。

2. 将来の事業環境

（1）取扱高（t）の見通し

・過去5か年の平均減少率は6.7%であり、現状では増加要因がないため減少が続くと見込んでいる。
・令和2年度を100とした場合、10年後の令和12年度は51と予想される。
・地域内の人口減少に加え、小さな小売業者の高齢化などにより休・廃業するなど、中期的（本計画期間内）には増加要因が見当たらない。

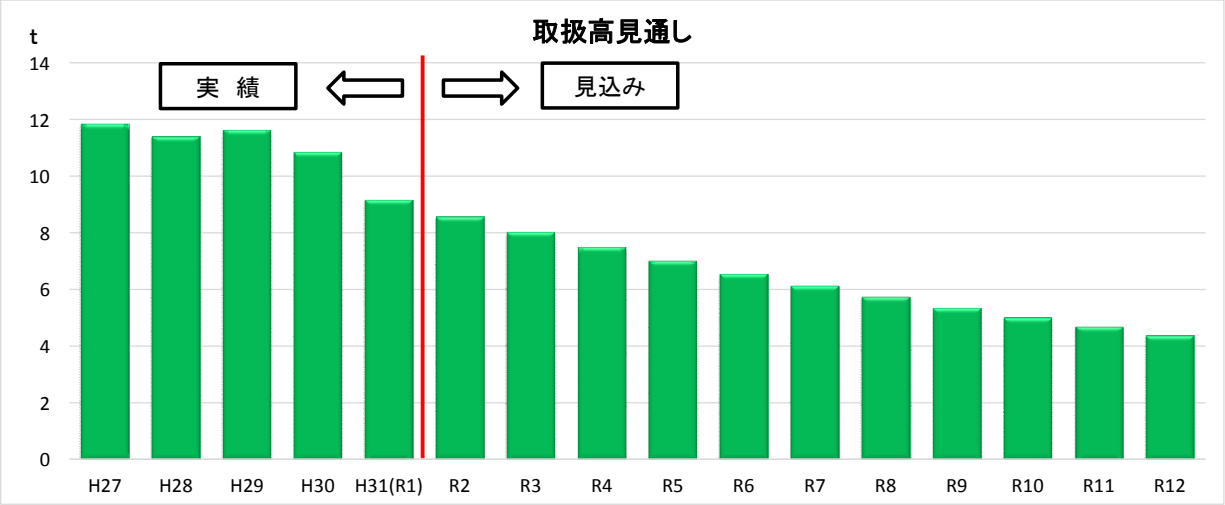

（2）使用料収入の見通し

・現在、売り上げに対する使用料を免除している。
・施設利用に対する使用料は、一部減額しているが、令和元年度決算で約520万円程の収入がある。今後、施設の老朽化に伴う休止など10年間で▲10%を見込んでいる（平準化すると▲1%/年）。

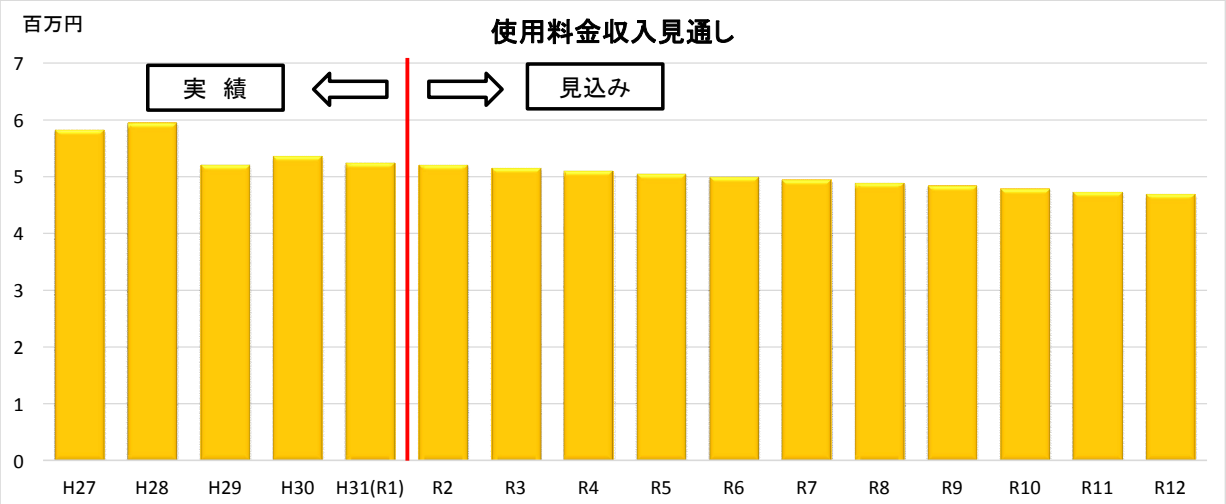

（3）施設の見通し

・本施設は15棟あり、事務所棟を除く全ての建物で法定耐用年数を経過している。事務所棟も築48年を経過し、施設全体が老朽化している。
・建築年から、現行の建築基準法耐震基準を満たしていないと推測される。
・現在行われている市場での取引状況から、施設規模が過大となっている。現状の規模を維持するために、大規模改修、中規模改修及び耐震補強などは、過大投資になる恐れがある。

（4）組織の見通し

一般会計職員兼務

3. 経営の基本方針

・本市場は、地元農家の農作物の出荷先でもあり、地元商業者の買付場所でもあることから、秩父郡市内の青果・鮮魚流通の一角を担う基幹的なインフラである。
・地元農家にとっては、委託販売と異なり価格変動リスクはあるものの、売れ残りはないというメリットがあり、出荷先の選択肢の一つである。
・買受人にとっては、農産物等を相場で取引することができ、安心安全な食材を供給する場の一つである。
・全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定に基づき、災害時の物資調達拠点としての役割も期待される。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別 紙 の と お り

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

② 収支計画のうち財源についての説明

・主な財源は、「施設利用による使用料」と「電気料金、水道料金及び警備業務委託料に係る分担金」の2つである。 ・使用料については、「2. 将来の事業環境」に記したとおり。 ・分担金については、協定等により電気料金9/10、水道料金1/2、警備業務委託料2/3を卸売業者が負担することになっている。今後、省電力機器や節水機器などに切り替えるであろうことを考慮し、10年間で▲10%を見込んでいる(平準化すると▲1%/年)。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・大きな支出としては、光熱水費及び業務委託である。 ・光熱水費については、省電力機器や節水機器などに切り替えるであろうことを考慮すると減少すると考えられる。 ・業務委託については、人件費などの増加に伴い増加すると考えられる。 ・トータルでは、微減すると見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民 間 活 用	卸売業者への指定管理や包括委託の検討
投 資 の 平 準 化	今後の更新する際には、財源確保は起債し平準化する。また、状況に応じて、リースなども研究する必要がある。
広 域 化	
そ の 他 の 取 組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	
企業債	
繰入金	
資産の有効活用等による収入増加の取組	敷地の有効活用は、必要であると考える。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	
管理運営費	施設の老朽化に伴い、故障や不具合などに備える必要がある。
職員給与費	
その他の取組	

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	取引構造などから低廉な生鮮食品流通に寄与するとともに、生鮮食品の流通拠点となり安定供給を図っている。
公営企業として実施する必要性	少子高齢化により、生産構造の脆弱化、食料消費量の減少傾向にあるため民間の参入は厳しい。一方で、食の安全や品質に対する関心、環境問題やコンプライアンスの徹底に対し強い要請があるなど、社会的要求が大きくなる。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・収支バランスのモニタリングを実施し、3～5年ごとに見直し（ローリング）を行う。 ・投資計画の変更など、収支ギャップが大きくなった場合は、その都度改訂を行う。

別表（第６６条関係）

（平２６条例４・令元条例６・一部改正、令２条例９・旧別表第１・一部改正）

種別	使用料の額
卸売業者市場使用料	その月の販売価格合計額の1000分の3に相当する額
卸売業者卸売場使用料	1平方メートルにつき月額100円
冷蔵庫（バナナ加工発電施設を含む。）使用料	1平方メートルにつき月額620円
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額100円
事務所使用料	1平方メートルにつき月額360円
荷受所（休憩所を含む。）使用料	1平方メートルにつき月額150円
守衛所使用料	1平方メートルにつき月額520円
関連商品売場使用料	1平方メートルにつき月額310円
関連事業者店舗使用料	1平方メートルにつき月額310円
空地使用料	1平方メートルにつき月額10円
給油所土地使用料	1平方メートルにつき月額60円

備考

1　使用料には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。

2　使用期間が1月に満たない場合における使用料は、日割計算により算定する。

3　使用料の日割計算の方法は、月額使用料にその月における使用日数を乗じて30日をもって除する。

4　使用面積が1平方メートルに満たないとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分			年度	前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度（決算見込）	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収支	収益的収入	1	総収益 (A)	10,614	10,323	10,200	10,098	9,996	9,894	9,792	9,690	9,588	9,486	9,384	9,282	9,180
		（1）	営業収益 (B)	10,614	10,323	10,200	10,098	9,996	9,894	9,792	9,690	9,588	9,486	9,384	9,282	9,180
			ア 料金収入	5,351	5,230	5,200	5,148	5,096	5,044	4,992	4,940	4,888	4,836	4,784	4,732	4,680
			イ 受託工事収益 (C)													
			ウ その他	5,263	5,093	5,000	4,950	4,900	4,850	4,800	4,750	4,700	4,650	4,600	4,550	4,500
		（2）	営業外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			ア 他会計繰入金													
			イ その他													
	収益的支出	2	総費用 (D)	9,431	15,382	9,500	9,453	9,405	9,358	9,311	9,265	9,219	9,172	9,127	9,081	9,036
		（1）	営業費用	9,431	15,382	9,500	9,453	9,405	9,358	9,311	9,265	9,219	9,172	9,127	9,081	9,036
			ア 職員給与費													
			うち退職手当													
			イ その他	9,431	15,382	9,500	9,453	9,405	9,358	9,311	9,265	9,219	9,172	9,127	9,081	9,036
		（2）	営業外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			ア 支払利息													
			うち一時借入金利息													
			うち資本費平準化債分													
			イ その他													
	3	収支差引 (A)-(D) (E)		1,183	△ 5,059	700	646	591	536	481	425	369	314	257	201	144
資本的収支	資本的収入	1	資本的収入 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		（1）	地方債													
			うち資本費平準化債													
		（2）	他会計補助金													
		（3）	他会計借入金													
		（4）	固定資産売却代金													
		（5）	国（都道府県）補助金													
		（6）	工事負担金													
		（7）	その他													
	資本的支出	2	資本的支出 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		（1）	建設改良費													
			うち職員給与費													
		（2）	地方債償還金 (H)													
			うち資本費平準化債償還金													
		（3）	他会計長期借入金返還金													
		（4）	他会計への繰出金													
		（5）	その他													
	3	収支差引 (F)-(G) (I)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分＼年度			前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度（決算見込）	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収支再差引	(E)+(I)	(J)	1,183	△ 5,059	700	646	591	536	481	425	369	314	257	201	144
積立金		(K)													
前年度からの繰越金		(L)	21,439	22,622	17,563	18,263	18,909	19,499	20,035	20,516	20,941	21,310	21,624	21,881	22,082
前年度繰上充用金		(M)													
形式収支	(J)−(K)+(L)−(M)	(N)	22,622	17,563	18,263	18,909	19,499	20,035	20,516	20,941	21,310	21,624	21,881	22,082	22,227
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)													
実質収支 (N)−(O)	黒字	(P)	22,622	17,563	18,263	18,909	19,499	20,035	20,516	20,941	21,310	21,624	21,881	22,082	22,227
	赤字	(Q)													
赤字比率（$\frac{(Q)}{(B)-(C)}$ ×100）															
収益的収支比率（$\frac{(A)}{(D)+(H)}$ ×100）			112.54	67.11	107.37	106.83	106.28	105.73	105.16	104.59	104.01	103.42	102.82	102.21	101.60
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)−(C)	(S)	10,614	10,323	10,200	10,098	9,996	9,894	9,792	9,690	9,588	9,486	9,384	9,282	9,180
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V)×100)														
他会計借入金残高		(W)													
地方債残高		(X)													

○他会計繰入金

（単位：千円）単位：千円）

区分＼年度		前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R11
収益的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0